

平成29年9月22日

平成29年  
第4回野洲市議会定例会  
意見書

野洲市議会

意見書第11号

介護保険制度の維持・充実を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年9月22日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

## 介護保険制度の維持・充実を求める意見書（案）

介護保険制度は、介護保険の施行により、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図る事を目的に、介護や機能訓練、療養上の管理やその他医療等を要する者等が人としての尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療、福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念のもと設けられた制度である。

しかしながら国は歳出削減を社会保障費に集中させ、平成30年度から介護保険制度を大幅に見直す方向である。その骨子に介護保険サービスの見直しの検討、具体的には介護認定の軽度者に対する福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等の自己負担化を盛り込んでいる。

これまでの介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立を高め、介護者の負担軽減を図るという重要な役割を果たしており、社会生活の維持につながってきました。しかし原則自己負担になれば、低所得者世帯等弱者の切り捨てになり、結果として、高齢者の自立的な生活の阻害、重度化の進展、給付の増大といった介護保険給付の適正化に反した悪循環に陥る可能性が危惧される。

これから高齢者化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換は、すべての高齢者・国民の願いである。このような情勢を踏まえ、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実を強く求める。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見書第12号

核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年9月22日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

## 核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）

広島、長崎に原爆が投下されてから72年を経て長年の念願であった核兵器禁止条約が平成29年7月7日に国連本部で124カ国参加中122カ国の賛成で採択されました。条約は、核兵器がもたらす人道上の破滅的結果を、核兵器使用の被爆者及び核実験被害者の苦痛に留意すると述べています。更に核兵器廃絶のための市民的良心の役割、多数の非政府組織および被爆者の取り組みを強調しています。被爆者をはじめ、日本と世界の草の根の運動、その願いを正面から受け止めた核兵器禁止条約が採択された事は歴史的にも大きな意味があります。しかしながらこの会議には日本の政府は参加しないばかりか安倍首相は核兵器禁止条約には今後も批准をしないと発言しています。

世界で唯一の被爆国である日本が会議にも参加せず、今後も署名・批准を行わないとは一体どこの国の総理なのか疑問に思います。

米国と同盟国だからと核兵器禁止条約の採択に加わらない核保有国からはそのような条約をつくっても核兵器の削減に結びつかない。意味がないという声が聞こえてきますが決してそんな事は有りません。核兵器禁止条約によって人類史上初めて違法化され悪の烙印が押されました。その事により、核兵器を保有し、使おうとする国は、政治的・道義的責任を大きく問われます。

以上のことから核兵器禁止条約への一日も早い署名と批准を求め地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
防衛大臣  
宛

意見書第13号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年9月22日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は家族従業者の働き分を（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きのどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への記載義務などの条件付であり、申告の仕方でも納税者を差別するものです。平成26年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ483自治体が国に意見書を上げています。また国連の女性差別撤廃委員からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるものでないか」と意義が出されました。世界の主要国では家族従業者の人格、人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は所得税法第56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止して頂きますよう要望します。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

衆議院議長  
参議院議長  
法務大臣  
財務大臣

宛